

新型コロナウイルス感染症の影響により町税の納付が困難な方へ

徴収猶予の特例制度

地方税法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により、相当な収入の減少が生じ、町税を一時に納付することが困難な場合は、申請することにより、1年間、無担保、延滞金なしで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限日が到来する町税の徴収が猶予される特例制度（以下特例猶予といいます。）が実施されています。

特例猶予の要件

以下の要件をすべて満たす方は特例猶予の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 納付すべき町税の全額を納付期限日までに納付する資金がないこと、又は納付すべき町税の全額を一時に納付することにより、その事業の継続もしくは生活の維持が困難になること。
- ③ 猶予を受けたい町税の納付期限日（申請日時時点で既に納付期限日を経過している町税については令和2年6月30日）までに申請書の提出があること。

特例猶予の効果

特例猶予の効果は以下のとおりです。

- ① 猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する町税につき、1年間、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）を受けません。
- ② 猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する延滞金が1年間、全額免除されます。
- ③ 猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する町税について、1年間、無担保で分割し状況に応じて納付することができます。

特例猶予の申請方法

徴収猶予申請書（長瀬町ホームページから入手可能です。）に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添付し猶予を受けたい町税の納付期限日（申請日時時点で既に納付期限日を経過している町税については令和2年6月30日）までに税務会計課へ郵送、または、地方税共同機構のeLTAXにおける電子申請を利用し申請してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の減少の事実を証するに足る書類（売上帳簿、現金出納帳、給与明細等）
 - ② 納付すべき町税を一時に納付できないことを明らかにする書類（預金通帳の写し等）
 - ③ 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
 - ④ 財産目録及び収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
- ※ 書類を提出できないやむを得ない理由がある場合には職員による聴取にて事情の詳細を伺います。

特例猶予の審査

提出していただいた徴収猶予申請書及び添付書類から、特例猶予の該当となるか税務会計課において所定の審査を行います。

審査の結果については、後日、申請者宛に通知書を送付します。

現行の徴収猶予について

特例猶予に該当しない場合でも、以下の猶予該当事実により町税を一時に納付することが困難な場合、又は町税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合は、現行法での徴収猶予、換価の猶予が受けられる場合があります。

○ 徴収猶予

- ① 財産については、震災、風水害、その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
- ② 納税者又は生計を一にする親族等が病気にかかり、又は負傷したとき。
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき。
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき。
- ⑤ 前号のいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。
- ⑥ 本来の納付期限日から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき。
などの理由により、町税等を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づいて1年間、徴収が猶予される制度です。

○ 換価の猶予

- ① 町税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。
- ② 納税についての誠実な意思を有すると認められるとき。
のいずれにも該当し、猶予を申請する町税以外の滞納がないこと、猶予を申請する町税の納付期限日から6か月以内に申請がある場合に1年間、財産の換価が猶予される制度です。

※ 現行の猶予制度については、猶予該当事実により延滞金が免除ではなく軽減となる場合や、猶予を申請する町税の金額により担保の提供が必要となり、原則納税資力から妥当とされる金額の分割納付の履行が条件になります。

徴収猶予に関する御相談、御不明な点等がございましたら、税務会計課までお問い合わせください。

長瀬町役場 税務会計課

☎ 0494-66-3111 内線 111